

1. 議事日程第1号

(平成22年第4回大口町議会臨時会)

平成22年5月11日

午前9時30分開議

於 議 場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第33号 大口町国民健康保険税条例の一部改正についてから議案第38号 旧大口北小学校設備切り回し等工事請負契約についてまで(提案説明・質疑・討論・採決)
- 日程第5(日程追加) 議長の辞職について
- 日程第6(日程追加) 議長の選挙について
- 日程第7(日程追加) 副議長の辞職について
- 日程第8(日程追加) 副議長の選挙について
- 日程第9 常任委員会委員の選任について
- 日程第10 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第11 南小学校建設特別委員会の設置について
- 日程第12 議会基本条例検討特別委員会の設置について
- 日程第13(日程追加) 一部事務組合議会議員の選挙について
- 日程第14(日程追加) 閉会中の継続審査・調査の申し出について

2. 出席議員は次のとおりである。(15名)

1番	吉田正	2番	田中一成
3番	柘植満	4番	岡孝夫
5番	宮田和美	6番	酒井廣治
7番	丹羽勉	8番	土田進
9番	鈴木喜博	10番	齊木一三
11番	吉田正輝	12番	木野春徳
13番	倉知敏美	14番	酒井久和

15番 宇野昌康

3. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	森進	副町長	大森滋
教育長	長屋孝成	地域協働部長	近藤定昭
健康福祉部長	村田貞俊	建設部長	野田透
総務部長	小島幹久	生涯教育部長	三輪恒久
生涯教育部参事 兼生涯学習課長	松浦文雄	会計管理者	星野健一
地域振興課長	平岡寿弘	戸籍保険課長	掛布賢治
税務課長	馬場輝彦	政策推進課長	社本寛
学校教育課長	近藤孝文		

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	河合俊英	議会事務局長 次	佐藤幹広
--------	------	-------------	------

開会及び開議の宣告

議長（齊木一三君） ただいまから平成22年第4回大口町議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は15人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

直ちに、お手元に配付いたしました議事日程の順序に従い会議を進めます。

（午前 9時30分）

会議録署名議員の指名

議長（齊木一三君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、11番 吉田正輝議員、12番 木野春徳議員を指名いたします。

会期の決定

議長（齊木一三君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

諸般の報告

議長（齊木一三君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、例月出納検査結果の3月分について報告がありましたので、その写しをお手元に配付いたしました。

次に、本臨時会説明員として、町長以下関係職員に対し、地方自治法第121条の規定により出席を求めていますので、報告をいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

議案第33号から議案第38号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（齊木一三君） 日程第4、議案第33号 大口町国民健康保険税条例の一部改正についてから議案第38号 旧大口北小学校設備切り回し等工事請負契約についてまでを一括議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

森町長。

町長（森 進君） 議長さんのお許しをいただきましたので、今回上程をさせていただきました議案の提案理由の説明をさせていただきます。

議案第33号 大口町国民健康保険税条例の一部改正についてであります。地方税法の改正に基づき、非自発的失業者に係る保険税軽減を行うため、この条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第34号 大口町スポーツ施設の設置、管理及び運営に関する条例の一部改正についてであります。この条例に規定する大口町スポーツ施設の使用料及び利用料金に関する条文を整理するため、この条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第35号 平成22年度大口町一般会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出それぞれ360万1,000円を追加し、総額73億360万1,000円とするものであります。

次に、議案第36号 平成22年度大口町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出それぞれ199万5,000円を追加し、総額19億1,349万5,000円とするものであります。

次に、議案第37号 固定資産評価員の選任についてであります。固定資産評価員 近藤則義氏の辞職に伴い、その後任に、丹羽郡大口町上小口一丁目663番地、昭和28年2月13日生まれ、小島幹久氏をお願いするもので、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。なお、小島幹久氏の略歴書を添付させていただきましたので、参照をいただきたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

最後に、議案第38号 旧大口北小学校設備切り回し等工事請負契約についてであります。旧大口北小学校設備切り回し等工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び大口町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、提案説明とさせていただきます。

なお、詳細につきましては担当部長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

議長（齊木一三君） それでは、議案第33号について、健康福祉部長、説明をお願いします。

健康福祉部長（村田貞俊君） おはようございます。

議長さんの指名を受けましたので、議案第33号 大口町国民健康保険税条例の一部改正について、その内容を説明させていただきます。

1ページをお願いいたします。

大口町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

大口町国民健康保険税条例（昭和41年大口町条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、新旧対照表により説明させていただきますので、3ページをお願いいたします。

今回の大口町国民健康保険税条例の一部改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成22年4月1日に施行されたことなどに伴い、関連する大口町国民健康保険税条例の一部を改正いたしております。

第23条につきましては、年金から特別徴収で、既に国民健康保険税を徴収されている者について、当該年度の国民健康保険税を引き続いて特別徴収する場合には、4月から8月までの間に天引きされる仮徴収額は、前年度の最後に支払った金額とすることを規定している地方税法施行規則の条文が、1条繰り上げされました。それによってこれを改正するものであります。

第28条第1号につきましては、国民健康保険税の納税義務者に対して、基礎課税額から減額する額を定めていますが、その根拠となる地方税法第703条の5については、従来、2項立てとなっていました。今回の改正によって、第2項が削除されたことによる引用条項の改正及び地方税法第314条の2第2項に規定する基礎控除額を金額表示に改めて「33万円」とするものであります。

4ページをお開きください。

第2号につきましては、同様に引用条項、基礎控除額のア金額表示への改正と、本文中の「山林所得の金額」を「山林所得金額」に改め、「特定同一世帯所属者」の後に「（当該納税義務者を除く。）」を加えるものであります。

第3号につきましては、第1号と内容は同じでございます。

第28条の2につきましては、第28条の次に、特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例の条文を新たに追加するものであります。その内容は、雇用保険法で定められている倒産、事業主の規模の縮小や廃止によって離職した者や解雇された者で雇用保険を受けている特定受給者及び派遣労働者など、期間を定めて労働契約をしている者が、期間満了後に契約の更新を希望するにもかかわらず、契約ができなくて離職した者について、国民健康保険税の所得割の算定基礎になる総所得金額に給与所得が含まれている場合には、その給与所得については、100分の30に相当する金額にする特例措置を設けるものでございます。また、保険税の軽減を行う場合の判定基準となる所得についても、同様の特例措置となります。これを規定しております。

5ページをお願いいたします。

第29条の2については、第28条の2の特例を受けるに当たり、納税義務者の申告手続について規定するため、条文を新たに追加するものであります。申告に当たっては、当該納税義務者は公共職業安定所長から交付された雇用保険受給資格者証を提示して、申告することを定めて

おります。

附則第4項につきましては、当分の間、所得税法第35条第2項に規定する年金収入額から年金等控除金額を差し引いた金額から15万円を控除した金額を総所得金額とする規定でございますが、地方税法の引用条項が改正されましたので、これを変更するものであります。

6ページをお開きください。

附則第15項につきましては、町内に住所を有する個人の方が支払いを受ける特定外国配当等のうちの利子等がある場合についての課税の特例を規定していますが、その引用する法律の名称が変更されたことにより、附則中の法律名と略称を変更するものであります。

7ページをお願いします。

附則第16項につきましては、第15項と同じく、特定外国配当等のうちの配当がある場合についての課税の特例を規定しておりますが、その引用する法律名と略称を変更するものであります。

2ページにお戻りいただきたいと思えます。

附則、この条例は公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。ただし、附則第15項及び第16項の改正規定については、平成22年6月1日から施行する。2.改正後の大口町国民健康保険税条例の規定は、平成22年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成21年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上で、議案第33号 大口町国民健康保険税条例の一部改正についての説明とさせていただきます。

議長（齊木一三君） それでは続きまして、議案第34号について、生涯教育部長、説明をお願いします。

生涯教育部長（三輪恒久君） それでは、議長の指名をいただきましたので、議案第34号 大口町スポーツ施設の設置、管理及び運営に関する条例の一部改正について、その内容を朗読をもって説明させていただきます。

1ページをお願いします。

大口町スポーツ施設の設置、管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例。

大口町スポーツ施設の設置、管理及び運営に関する条例（平成6年大口町条例第22号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「別表第2、第3及び第4に定める」を「別表第2から第5に定める」に改める。

なお、この条例は、平成22年3月31日の臨時会で改正をお願いしましたが、その改正時に別表第5までの改正を落としたことが判明しましたので、今回の臨時会で再度改正をお願いする

ものであります。

なお、事務職員として大変恥じることと考えております。今後、ミスのないように努力いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上で、議案第34号の説明を終わります。

議長（齊木一三君） それでは続きまして、議案第35号について、総務部長、説明願います。

総務部長（小島幹久君） 議長さんより御指名をいただきましたので、議案第35号 平成22年度大口町一般会計補正予算（第1号）について、その内容を説明させていただきます。

それでは、事項別明細書6ページ、7ページをお願いいたします。

歳入、款14.県支出金、項2.県補助金、目4.労働費県補助金、補正額として188万3,000円の増額であり、失業対策費補助金のふるさと雇用再生特別基金事業費補助金の追加をお願いするものであります。同じく、款14.項3.委託金、目5.教育費委託金、補正額として141万8,000円の増額であります。中学校費委託金は、学習サポーター派遣委託金35万9,000円、次の小学校費委託金は、学習サポーター派遣委託金35万9,000円及び理科支援員配置委託金70万円、計105万9,000円を新たをお願いするものであります。

款19.諸収入、項3.雑入、目4.雑入、補正額として30万円の増額であります。その内容は、総務費雑入に、財団法人地域活性化センターよりの地域づくりアドバイザー事業助成金を加えるものであります。

次に、歳出です。1枚めくっていただき、8ページ、9ページをお願いいたします。

今回の歳出の補正は、さきに説明しました歳入をすべて財源としており、特定財源のみで編成されております。

まず、款2.総務費、項1.総務管理費、目11.地域振興費、補正額として30万円の増額であります。その内容は、協働委託をルール化し、要綱等として整備するためのアドバイザー経費の計上であります。

次に、款5.労働費、項2.失業対策費、目1.一般失業対策事業費、補正額として188万3,000円の増額であります。その内容は、県制度のふるさと雇用創出事業を利用して、まかせてネットに委託し、常駐できる職員2名を雇用する等、町民活動プレセンター「まかせて広場」をより活性化させ、活用しやすくする事業であります。

款10.教育費、項2.小学校費、目1.学校管理費、補正額として105万9,000円の増額であります。その内容は、学習サポーター派遣委託料として、小学校における発達障害児支援及び外国人児童等の授業補助の事業を委託するものであります。また、理科支援員配置委託料として、小学校6年生のクラスに支援員を配置する事業委託であります。同じく、款10.項3.中学校費、

補正額として35万9,000円の増額であります。その内容は、学習サポーター派遣委託料として、中学校での発達障害児支援及び外国人生徒等の補助を行う事業を委託するものであります。

以上で、議案第35号 平成22年度大口町一般会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。

議長（齊木一三君） 続きまして、議案第36号について、健康福祉部長、説明願います。

健康福祉部長（村田貞俊君） 議長さんの指名を受けましたので、議案第36号 平成22年度大口町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして説明をさせていただきます。

それでは、事項別明細書により、歳入から説明をさせていただきます。

6ページ、7ページをお開きください。

款3.国庫支出金、項2.国庫補助金、目1.財政調整交付金、補正額としましては199万5,000円の増額で、その内容につきましては、非自発的失業者に係る国民健康保険税の給与所得の軽減措置に対するシステム改修費について、平成22年度の特別調整交付金が交付される見込みであることによる増額であります。

次に、歳出について説明をさせていただきます。

8ページ、9ページをお開きください。

款1.総務費、項1.総務管理費、目1.一般管理費、補正額としましては199万5,000円の増額であります。その内容につきましては、非自発的失業者に対する国民健康保険税の給与所得の減額措置に対応する必要性があり、保険料軽減にかかわるシステム改修業務を委託することによる増額であります。

以上で、議案第36号 平成22年度大口町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。

議長（齊木一三君） 続きまして、議案第38号について、生涯教育部長、説明願います。

生涯教育部長（三輪恒久君） それでは、議長の指名をいただきましたので、議案第38号 旧大口北小学校設備切り回し等工事請負契約について説明をさせていただきます。

この案件につきましては、去る4月22日入札執行をいたしました結果、議会の議決を求める案件となりましたので、お願いするものであります。

契約の内容につきましては、1.契約の目的、旧大口北小学校設備切り回し等工事。2.契約の方法、指名競争入札。3.契約金額、金5,460万円。4.契約の相手方、丹羽郡大口町河北二丁目147番地、松岡建設株式会社大口営業所 代表取締役大口営業所長 松岡明德。5.工期、契約の翌日から180日間。

なお、参考資料としまして、指名競争入札執行調書を添付しておりますので、御参照ください。

以上で、議案第38号の説明を終わります。

議長（齊木一三君） 以上で、提案理由の説明を終了いたします。

これより、議案に対する質疑を行います。

質疑は、会議規則第54条の規定により同一議員につき同一の議題について3回までとなっておりますので、御了承を願います。

なお、質疑・答弁とも簡潔・明瞭にお願いいたしまして、議事運営に格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、議案第33号 大口町国民健康保険税条例の一部改正について質疑に入ります。

ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 吉田正議員。

1番（吉田 正君） 後から、国民健康保険税条例の一部改正要旨というのも提出していただきましたけれども、当初の条文だけ見ておっても、さっぱりわからんもんですから、私は私なりにちょっと調べてみたんですが、わからんことがやっぱり出てくるんです。例えば、1人世帯の場合、それで非自発的な失業者というのは、その要旨の中にも出てきますけれども、解雇だとか雇いどめだとか、そういう理由ですけれども、そうすると、例えば年収200万円ぐらいの人でひとり暮らしだとします。そうすると、所得を100分の30で見るということになると、大体65万、70万ぐらいの収入しかないよというふうになるわけですね、それだけ単純に見た場合。そうすると、どちらにしても給与所得控除した後の残りの金額が所得だもんだから、それをまた100分の30に減らすということは、所得はほとんどないに等しい状態になると思うんですけど、こういう場合だと。そうすると、均等割や平等割というのは、7割軽減、5割軽減、2割軽減、3段階ありますよね。これは一体どういう扱いになるんでしょうか。同じように均等割や平等割等がこうふうに減額されるわけですね、例えばひとり暮らしの場合だったらされる可能性はあると僕は思ったもんだから、質問しておるわけです。例えば、家族があって、夫婦共働きで、もう既に片方の方は国民健康保険、例えば御主人さんは自営でやっておった。奥さんが今まで働いておったんだけど、雇いどめに遭って退職したという場合、その奥さんの給与については100分の30に減額されるということは何となくわかるわけですがけれども、その場合についても、例えば、均等割だとか平等割の扱いは一体どうなるんでありましょか。そこら辺がちょっと私にはわからないものですから、家族全体の収入で見て、それは均等割、平等割等の軽減が行われるのか、それとも雇いどめに遭った人についての均等割ですか、1人当たり幾らというのは均等割になるんですか、それについては、例えば7割軽減、5割軽減、2割軽減がされていくのか、どういう扱いになるのか、そこら辺のところも教えていただきたいで

す。

それからあと、私が調べるところでは、実はこの非自発的失業者に係る国民健康保険税の軽減措置ということで、今回こういうふうで、国民健康保険税条例の改正なんですけれども、実はこれに関連して、高額医療についての軽減もあわせて行われるということ、調べると出てくるんです。大体その失業した日が、平成21年の3月31日から平成22年の3月30日までに失業した人については、国民健康保険税が軽減されるのは平成23年の3月までということになります。それからまた、平成22年3月31日から平成23年3月30日までについては、軽減期間は平成24年の3月までということになっているんですけど、あわせて高額療養費についても、実は同じような扱いがされていると思うんです。だとすると、国民健康保険税条例だけでなく、国民健康保険条例の方も何らかの改正というのは、あわせて行われるんじゃないかなあというふうに私は漠然とそのことを考えたわけなんですけれども、大口町の国民健康保険条例の改正はしなくても、高額療養費などの軽減については、これは何ら影響はないということなんでしょうか。ちょっとそこら辺の御説明もいただきたいというふうに思います。

議長（齊木一三君） 戸籍保険課長。

戸籍保険課長（掛布賢治君） 大きく2点御質問いただきましたけど、まず1点目の御質問です。年収200万円ということで例を出されましたけれども、そういった方についての所得が100分の30に軽減することによって、ほとんどなくなるということでございますけれども、それに対する軽減措置は適用されるのかという趣旨の御質問でございますけれども、今回の条例改正の中に一部入ってまいりますけれども、条例の第28条がその軽減の適用を規定した条文であります。

7割軽減につきましては、世帯の総所得金額33万円以下の方、それから5割軽減につきましては、世帯の総所得金額が33万円に世帯主以外の被保険者数の人数掛ける24万5,000円をプラスした合計金額以下の方が適用される。それから2割軽減につきましては、世帯の総所得金額が33万円プラス被保険者数掛ける35万円の合計金額以下の方が2割軽減を適用されるということでございます。今回の非自発的失業者の軽減措置で、100分の30に給与所得を減額した結果で、この金額を下回った場合につきましては、御指摘のように均等割、平等割が軽減されるということでございます。

それから、2点目の高額医療の関係でございますけれども、こちらの方は税条例の中の規定ではございませんけれども、この3月の法令改正の中で、国民健康保険法施行令があわせて改正をされておりまして、その中に規定がされております。条例改正も地方税法の方で規定がされておりますので、あえて町の国民健康保険条例の方を改正しなくても、地方税法の方で適用されるのでございますけれども、高額療養費につきましては、先ほど言いましたように、国

民健康保険法施行令の中の規定を適用して、所得の判定によりまして、窓口の負担割合が変わってくるということでございまして、高額医療費の規定がそこでされておりますので、そちらの規定を適用して減額を行うということになります。以上です。

(挙手する者あり)

議長(齊木一三君) 吉田正議員。

1番(吉田 正君) 国民健康保険税だけじゃなくて、高額療養費についても実は影響するという内容が含まれているということをよく御認識をいただきたいなあというふうに思うわけです。

改めて伺いますが、その高額療養費については、住民税が課税か非課税かによって違ってきますよね、要するに自己負担額が。例えば、100分の30に減額されるにしても、住民税は課税されちゃうわけです。例えば、年収200万の人で、ひとり暮らしの人の場合だと、そこからせいぜい給与所得控除をやって残りが120万ぐらいの所得になって、それから33万引いたとしても、70万か80万ぐらい多分残ると思うんです。残ったものについて、要するに住民税の課税がなされれば、高額療養費等の適用というのは、これだけの減少で見ると、住民税課税世帯の一般という形になって、8万100円ですか、プラス16万幾らを超えた分の1%だったか、どういうふうだったかちょっと忘れちゃったけれど、多分そんなような規定があったと思うんです。今回の非自発的失業者に係る高額療養費の規定というのは、100分の30に給与所得を減額するということになるわけだから、そうすると事実上、住民税が非課税のような扱いになるような人は、再計算し直すと住民税非課税になるような状態になれば、そのような扱いをするわけですか。そこで一々計算をしないと出てこんですよ、もしそういう扱いをするとするなら。そこら辺はどうなんでしょうか。ちょっとよくわからんもんで、そこら辺も教えてください。

議長(齊木一三君) 戸籍保険課長。

戸籍保険課長(掛布賢治君) 高額療養費の関係で再度御質問いただきましたけれども、今御質問の中にありました住民税課税・非課税のことでございますけれども、今回の非自発的失業者に対する軽減、給与所得を100分の30にするという軽減措置につきましては、住民税を軽減するものではございませんので、住民税については、課税・非課税が変わってくるわけではありません。あくまで国民健康保険税の課税の所得を減額するだけでありますので、住民税課税・非課税が変わるということはありません。

今御指摘のありました高額療養費の所得の判定をどうするかということになりますけれども、ちょっと細かいところについては十分理解ができておりませんが、今回の改正にあわせて、高額療養費の所得の判定の方法につきましても、非自発的失業者に対する特別な措置がされてございまして、所得の基準を33万円と、被保険者数と特定同一世帯所得者の数掛ける35

万円、この金額の計算をもって判定をするということで、改正がされておりますので、そちらの方で所得の適用をさせていただくということになります。

(挙手する者あり)

議長(齊木一三君) 吉田正議員。

1 番(吉田 正君) そうすると、今回いただいた国民健康保険税条例の一部改正の要旨の中には、そこら辺の高額療養費の扱いについては、何も説明がされてないものですから、私自身何もわからないわけです。例えば、私インターネットで調べましたが、非自発的と入れるだけで、もうこれ非自発的の失業者に係る国民健康保険税の軽減措置というのがすぐ出てきちゃうんですね、非自発的と入れるだけで。それぐらいあちこちの自治体でもやられておるわけです。

きょうも中日新聞とか朝日新聞とか、大手の新聞を見ますと、1面のところに、厚生労働省の方のお知らせという形で、今回の条例についての軽減は、もう4月からやられておるから、お住まいの市町村にお尋ねくださいと書いてあるんです。だけど、大口町はまだ、きょう議論していますでしょう。だから、お尋ねされても困るわという状態じゃないんですか、現実の話。

私、一番にインターネットで見たのは新城市なんですけれども、これなかなか親切で、国税に適用される期間、それから高額療養費などにも実は適用されますよというような形で、説明がなされていました、簡潔な説明で。高額療養費が一体どの程度返ってくるのかというのは、ここではわかりませんが、この程度のことでは。しかし、そういったこともあわせて改正されているわけですので、ぜひそういったこともあわせて、この機会ですので、また後刻、そういった資料になるものがあればいただきたいなあというふうに思いますが、いかがですか。

議長(齊木一三君) 戸籍保険課長。

戸籍保険課長(掛布賢治君) 御指摘の今回の非自発的失業者の軽減策につきまして、各対象になる方への周知がおくれているわけですが、今、6月の広報に掲載をさせていただくよう準備しております。それと、ハローワーク、公共職業安定所でも、雇用保険の受給資格がある方が対象になりますけれども、そちらの方でも周知がされておまして、また大口町の国民健康保険の窓口で、社会保険を離脱して国民健康保険に加入される方につきましては、個別にこういった制度があるよということを御案内申し上げております。ちょっと御指摘のように周知がおくれておりますけれども、そういった形で周知を今後やっていくつもりでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

また、資料につきましては後ほど、あるものについてはお渡ししたいと思います。

議長(齊木一三君) 他にございませんか。

(発言する者なし)

議長(齊木一三君) それでは、これをもって議案第33号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第34号 大口町スポーツ施設の設置、管理及び運営に関する条例の一部改正について質疑に入ります。

ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(齊木一三君) 副町長。

副町長(大森 滋君) 先ほど提案説明にもありましたけれども、大口町スポーツ施設の設置、管理及び運営に関する条例につきましては、3月31日の一部改正に伴いまして、本則の条文と別表の間に不整合が生じたわけでありまして、この点につきまして、例規審査会の委員長といたしまして、議案の審議をお願いするに当たりまして、改めておわびを申し上げたいと思います。

議長(齊木一三君) それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(齊木一三君) なしと認めます。これをもって、議案第34号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第35号 平成22年度大口町一般会計補正予算(第1号)の質疑に入ります。

ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(齊木一三君) 吉田正議員。

1番(吉田 正君) 歳入の方の、財団法人地域活性化センターという御説明がありましたが、この地域活性化センター、地域づくりアドバイザー事業助成金というのが6ページ、7ページに歳入であります。この財団法人地域活性化センターというのは一体どういう役割のセンターなのか、お教えいただけますか。

それから歳出ですが、それに関連して、地域づくりアドバイザーという人を置いて、まちづくり活動を推進していきたいという御説明なんです。この地域づくりアドバイザーという人は、ずうっと何年間にわたって置いて、やっていただくようなことで考えてみえるのでしょうか、どういうふうなんでしょうか。これも教えてください。

それから、学習サポーター派遣委託料、これは大いにやっていただければいいと思いますが、理科支援員配置委託料なんです。小学校には理科支援員の配置委託料がついていますが、中学校にはついていないわけですが、うちも子供、今中学校行っていますけれども、2年生のときに、選択的理科という科目などもありましたね、子供に聞いてみますと。そういう理科の分野で、これまでそういったことをやっているから、中学校の方には理科支援員配置委託料というのついていないのか、どういうふうなのか、そこら辺との関係もちょっと教えてください。

議長（齊木一三君） 地域振興課長。

地域振興課長（平岡寿弘君） 吉田議員からお尋ねをいただきました。

まず1点、財団法人地域活性化センターの関係でございますけれども、財団法人地域活性化センターにつきましては、活力ある個性豊かな地域社会を実現するため、まちづくり、地域産業起こし等、地域社会の活性化のための諸活動を支援し、地域振興の推進に寄与することを目的としまして、昭和60年10月1日に全国の地方公共団体並びに民間企業が会員となって、設立をされた財団でございます。

会員状況でございますけれども、22年4月1日現在でございますけれども、都道府県が47、政令指定都市19、特別区23、市が767、町が757、村が184、民間会員が55、地方6団体、これは全国知事会、都道府県議会議長会等でございますけれども6、広域市町村圏が8、各都道府県におけます市長会が47、町村会が47、特別協議会が1という形で合計1,961の会員によって構成をされております。

事業としましては、それぞれ情報の提供と調査・研究事業というもの、これには機関誌の発行でありますとか、パソコンによります情報提供、また、人づくり研修交流事業としまして、全国地域リーダーの養成塾の開催等、まちづくり・地域づくり支援事業としまして、今回私どもが採択をいただきました地域アドバイザーづくり事業等を実施されております。また、ふるさと情報プラザの運営等も実施をされておるということでございます。

次に、アドバイザー事業の関係でございますけれども、この事業につきましては助成事業でありまして、各市町村等が行う主体的な地域づくりに対する支援の一環として、地域の活性化を推進するため、適切な助言を行う各分野の専門家等の受け入れに対して、その経費を助成するというものであります。対象事業につきましては、各市町村が地域の活性化を推進するため、アドバイザーを招聘し、指導、もしくは助言を受ける事業、または研修会を開催する事業ということで、助成対象経費は講師報償費、交通費及び宿泊費で、限度額が30万円ということであります。

本町におきましては、このものを活用しまして、この1月に協働を進めるための方策検討、ルールづくりをテーマに申請をいたしまして、3月26日付で事業の採択をいただいたものですから、今回補正をお願いするものであります。

また、講師を継続的に使っていくのかということでございますけれども、こちらにつきましては、本年度事業の中での対応と考えておりますので、恒久的にその方をということではございません。

なお、事業の計画でございますけれども、私ども専門講師を招きまして、6回の研修会を開催していく予定であります。以上です。

議長（齊木一三君） 学校教育課長。

学校教育課長（近藤孝文君） 吉田議員の御質問にお答えさせていただきます。

理科支援員の配置事業につきましては、平成22年3月31日に県の方より通知をいただいております。過去19年、20年、21年と3カ年にわたって行っておりますけど、この間に、事業を行っていない市町村、今回大口町も該当しますけど、含めて20市町村にこの事業が配分された経過がございます。

その概要の中で、小学校5、6年生の理科を対象としているということはどうなっておりますけど、中学生については何ら措置については講じてみえません。

なお、目的につきましては、今ふえております理科嫌いの児童・生徒を極力少なくしようということが目的であるだろうと思います。よろしく願いいたします。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 吉田正議員。

1番（吉田 正君） 理科の支援員なんですけれども、今理科嫌いという話が出てきたわけなんですけれども、中学校でも選択的理科だとか、いろんな形で理科に興味を引くような授業等も行われているようでもありますけれども、そういうことというのは継続していかないと意味がないことだというふうに思うわけです。例えば、県の方からそういう委託料がなくなれば、町の方としてもその事業は打ち切りだというようなことでは、やっぱり意味がないんじゃないかなあというふうに思うんですけれども、そこら辺はどのように考えてみえますか。

議長（齊木一三君） 学校教育課長。

学校教育課長（近藤孝文君） たまたま平成22年度に大口町の方に70万いただいて、事業を実施するわけでございますけれども、本年22年度は学校の理解を得て実施するものであります。この事業を通じて、先ほども言いましたように、理科嫌いの児童・生徒を少なくするという目的に沿って事業を進めるわけでございますけど、来年度、23年度に学校が必要としてみえるものであれば、私どもは予算の枠内で、この事業を生み出す気持ちは持っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（齊木一三君） 他にございませんか。

（発言する者なし）

議長（齊木一三君） 質疑なしと認めます。これをもって、議案第35号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第36号 平成22年度大口町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の質疑に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 質疑なしと認めます。これをもって、議案第36号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第37号 固定資産評価員の選任について、質疑に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 質疑なしと認めます。これをもって、議案第37号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第38号 旧大口北小学校設備切り回し等工事請負契約について、質疑に入ります。

ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(齊木一三君) 吉田正議員。

1番(吉田 正君) 設備の切り回しなんですけど、どういった設備が対象になるんですか。

議長(齊木一三君) 学校教育課長。

学校教育課長(近藤孝文君) 吉田議員の御質問にお答えさせていただきます。

今回、北小学校の設備の切り回しの内容についてですけど、まず旧北小学校の屋内運動場は、3月議会でもお答えしましたように、地域の方々に開放する予定でございます。この屋内運動場の電気、水道等につきましては、旧校舎と一体になっております。ですから、屋内運動場が単体で動けるような電気並びに水道の配線を行う予定でございます。

なお、屋内運動場内の構造材ですね、壁等の仕上げ材につきましては、現在、地域開放用に燃えにくい材料で仕上げなさいという決めがございますので、そのような仕上げを行うことと、それから下水道の配管、接続です。これを主な内容としておりますので、よろしく願いいたします。

議長(齊木一三君) 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) これをもって、議案第38号の質疑を終了いたします。

それでは、これより討論、採決に入ります。

議案第33号 大口町国民健康保険税条例の一部改正について、討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第33号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第34号 大口町スポーツ施設の設置、管理及び運営に関する条例の一部改正について、討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第34号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第35号 平成22年度大口町一般会計補正予算(第1号)の討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第35号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第36号 平成22年度大口町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第36号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第37号 固定資産評価員の選任について、討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（齊木一三君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第37号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

議案第38号 旧大口北小学校設備切り回し等工事請負契約について、討論に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第38号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

（午前10時30分）

副議長（鈴木喜博君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午前10時33分）

（議長 齊木一三君、除斥に該当するため退場）

副議長（鈴木喜博君） ただいまの休憩中に、齊木議長から議長の辞職願が提出されました。

よって、私がかわりに議長の職を務めさせていただきます。

お諮りいたします。議長辞職の件は急施事件と認め、日程の順序を変更し、直ちに議題といたしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（鈴木喜博君） 異議なしと認めます。よって、議長辞職の件は、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

議長の辞職について

副議長（鈴木喜博君） 追加日程第5、議長の辞職についてを議題といたします。

まず、辞職願を議会事務局長に朗読させます。

議会事務局長（河合俊英君） 辞職願。平成22年5月11日、大口町議会副議長 鈴木喜博様、

大口町議会議長 齊木一三。

このたび、一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

副議長（鈴木喜博君） お諮りいたします。齊木議員の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（鈴木喜博君） 異議なしと認めます。よって、齊木議員の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

齊木議員の入場を認めます。

（10番 齊木一三君 入場・復席）

副議長（鈴木喜博君） 暫時休憩といたします。

（午前10時35分）

副議長（鈴木喜博君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午前10時36分）

副議長（鈴木喜博君） ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。ここで日程の順序を変更し、直ちに議長の選挙を行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（鈴木喜博君） 異議なしと認めます。よって、日程の順序を変更し、直ちに議長の選挙を行うことに決定いたしました。

議長の選挙について

副議長（鈴木喜博君） 追加日程第6、議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場を閉鎖します。

（議場閉鎖）

副議長（鈴木喜博君） ただいまの出席議員数は15名です。

立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に13番 倉知敏美議員、14番 酒井久和議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

(投票用紙配付)

副議長(鈴木喜博君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

副議長(鈴木喜博君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

副議長(鈴木喜博君) 異状なしと認めます。

これより投票に移ります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、1番議員から順に投票願います。

(投票)

副議長(鈴木喜博君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

副議長(鈴木喜博君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

倉知敏美議員、酒井久和議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

副議長(鈴木喜博君) 選挙の結果を御報告いたします。

投票総数15票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

有効投票15票、無効ゼロです。有効投票のうち、酒井久和議員15票、以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は4票です。よって、酒井久和議員が議長に当選となりました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

副議長(鈴木喜博君) ただいま議長に当選されました酒井久和議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

当選されました酒井議員より発言を求められておりますので、よろしく願いをいたします。

新議長(酒井久和君) 一言ごあいさつを申し上げます。

新緑が目にしみ入るきょう、不肖私、議員の皆様方の御推挙によりまして、大口町議会議長の要職につくことになりました。まことに身に余る光栄であります。心から感謝申し上げます。皆様の御推挙を受けましたからには、明るく豊かで安心・安全なまちづくりや、町民の幸せ、

そして議会発展のため、一生懸命務める所存でございます。その責任の重大さをひしひしと感じております。

さて、世相に目を向けると、上海万博が5月1日より開催されました。中国最大の経済都市で万博が、よりよい都市、よりよい生活のテーマのもと、半年間開催されます。240カ国の参加と7,000万人以上の入場者を見込んだ大イベントは、年率2けた成長のGDPを記録している成果をうかがわせるものであります。

一方、国の状況を見てみますと、昨年8月、政権交代から大きく流れが変わってまいりました。「コンクリートから人へ」のスローガンのもと、事業仕分けを初め、いろんなところでその効果と摩擦が出ております。経済の情勢につきましては、一昨年来の景気の低迷から、明るい兆しが見え始めていると言われておりますが、またEUにおいても、金融による信用不安が高まっております。

本町においては、比較的恵まれた財政状況にはありますが、税収の減少が影を落としております。今年度は南小学校の新築、あるいは北小学校の後始末、西小学校の耐震化、本庁舎の耐震化等、重要な事業が山積しております。

また、地方主権の発展に一層拍車がかかり、景気回復、あるいは雇用の創出、社会保障、成長戦略、生涯学習、NPOなどにおいて、地方自治の自己決定、あるいは自己責任の範囲も大きく広がろうとしており、堅実な財政運営を維持しつつ、将来にわたり町民が安心して暮らせる環境を整えるには、私ども議会も、議決機関としてこれまで以上に責任ある議会活動が求められております。議会活動の一環として、議会基本条例の検討特別委員会を立ち上げ、制定に向け研さんしてまいりたいと思っております。私は浅学非才であります。公平無私の立場を堅持し、この重責を汚さぬよう精いっぱい務めさせていただき覚悟でございます。何とぞ皆様方の温かい御支援と御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げ、甚だ簡単ではございますが、私の就任のあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

副議長（鈴木喜博君） それでは酒井議長、議長席にお着き願います。

（鈴木喜博君 自席へ、酒井久和議長 議長席に着席）

議長（酒井久和君） それでは、齊木前議長より発言を求められておりますので、よろしくお願いをいたします。

前議長（齊木一三君） 議長さんのお許しをいただきましたので、一言お礼のごあいさつをさせていただきます。

本当に1年間、皆様方に御協力いただきまして、ありがとうございました。何分にもふなれでございまして、多くの御迷惑をかけたかなあと、このように思っておりますが、皆様方の御支援、またお助けをいただきまして、大過なくきょうを迎えることができました。改めてお礼

を申し上げます。ありがとうございました。

何分にも、本当に不行き届きでございまして、至らぬところが多かったかなあと私も反省をいたしておるところであります。私にとりまして、かけがえのない貴重な体験をさせていただきまして、これを糧にまた新しい議員活動に精進してまいりたいと、このように思っておるところであります。

さて、1年を振り返りますと、昨年夏の大変暑い時期でございましたが、国が変わるような大きな衆議院選挙、また大口町におきましては、前町長の突然の辞任によります選挙、またさらに、ことしにおきましてはこの夏の参議院選挙が控えておるわけでありまして、国は今もまだ混迷を深めておる中、我が大口町にとりましては行政経験豊富な森町長の誕生ということで、選挙による空白期間もなく行政運営がされてきたことは大変よかったかなあと、このように思っておるわけでございます。

しかしながら、長引く経済不況から回復基調に戻っておらず、中小企業を多く抱えますこの大口町にとりましては、今後ますますその影響が懸念をされるところでありまして、そのような中、新ごみ施設の建設、また南小学校の建てかえ等々、いろんな大きな課題を抱えておるわけでありまして。私ども議員、また執行部、ともに手を携えて、町民の負託にこたえていかなきゃいけないかなあと、このように思っておるわけでございます。私も立場は変わりますが、また町政発展のために一生懸命頑張っていきたいと思っておる次第であります。

最後になりますが、本日までお支えいただきました皆様方に改めてお礼を申し上げますとともに、またこの大口町が発展していきますよう御祈念を申し上げて、私の退任のあいさつとさせていただきます。本当にお世話になりました。ありがとうございました。

議長（酒井久和君） ここで暫時休憩といたします。

（午前10時52分）

議長（酒井久和君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午前10時54分）

（副議長 鈴木喜博君、除斥に該当するため退場）

議長（酒井久和君） ただいまの休憩中に、鈴木副議長から辞職願が提出されました。

お諮りいたします。副議長の辞職の件は急施事件と認め、日程の順序を変更し、直ちに議題といたしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（酒井久和君） 異議なしと認めます。よって、副議長辞職の件は、日程の順序を変更し、

直ちに議題とすることに決定をいたしました。

副議長の辞職について

議長（酒井久和君） 追加日程第7、副議長の辞職についてを議題といたします。

まず、辞職願を議会事務局長に朗読させます。

議会事務局長（河合俊英君） 辞職願。平成22年5月11日、大口町議会議長 酒井久和様、大口町議会副議長 鈴木喜博。

このたび、一身上の都合により副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

議長（酒井久和君） お諮りします。鈴木議員の副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（酒井久和君） 異議なしと認めます。よって、鈴木議員の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

鈴木議員の入場を認めます。

（9番 鈴木喜博君 入場・復席）

議長（酒井久和君） 暫時休憩といたします。

（午前10時55分）

議長（酒井久和君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午前10時56分）

議長（酒井久和君） ただいま副議長が欠員となりました。

ここで日程の順序を変更し、直ちに副議長の選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（酒井久和君） 異議なしと認めます。よって、日程の順序を変更し、直ちに副議長の選挙を行うことに決定いたしました。

副議長の選挙について

議長（酒井久和君） 追加日程第8、副議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場の閉鎖をいたします。

(議場閉鎖)

議長 (酒井久和君) ただいまの出席議員数は15名です。

立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に15番 宇野昌康議員、1番 吉田正議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のために申し上げますが、投票は単記無記名であります。

(投票用紙配付)

議長 (酒井久和君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(発言する者なし)

議長 (酒井久和君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

議長 (酒井久和君) 異状なしと認めます。

これより投票に移ります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、1番議員から順次投票を願います。

(投 票)

議長 (酒井久和君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 (酒井久和君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

宇野昌康議員、吉田正議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開 票)

議長 (酒井久和君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数15票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

有効投票15票、無効投票ゼロ票です。有効投票のうち、木野春徳議員15票、以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は4票です。よって、木野春徳議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

議長 (酒井久和君) ただいま副議長に当選されました木野春徳議員が議場におられますので、

本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

当選されました木野春徳議員より発言を求められておりますので、よろしく願いをいたします。

新副議長（木野春徳君） それでは、議長さんの御指名を受けましたので、一言ごあいさつを申し上げます。

不肖私が副議長ということになりました。この重責を与えられ、非常に緊張しております。議長さんの補佐役として、足手まといにならないように、また町民のために一生懸命頑張っておりますので、皆様には温かい御支援、御協力をお願いして、甚だ簡単ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（酒井久和君） 鈴木前副議長より発言を求められておりますので、よろしくお願いいたします。

前副議長（鈴木喜博君） 議長さんのお許しをいただきましたので、一言お礼のごあいさつを申し上げます。

齊木議長のもと、1年間、副議長という大役を仰せつかり、自分なりに一生懸命やってきました。なかなか至らぬ点多々あったとは思いますが、議員皆様方の御指導、また御協力により、つつがなく職務を遂行できたというふうに思っております。

今後は酒井久和議長のもと、この議会活動に一生懸命邁進をして、町民の負託にこたえられるように、また一生懸命議会活動をやっていきたいというふうに思っております。どうかよろしくお願いいたしますととも、この1年、本当にお世話になったことをお礼を申し上げまして、簡単ではございますが、お礼のごあいさつとかえさせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（酒井久和君） ここで暫時休憩といたします。

（午前11時05分）

議長（酒井久和君） おそろいでございますので、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午前11時52分）

常任委員会委員の選任について

議長（酒井久和君） 日程第9、常任委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。常任委員会委員の選任は、委員会条例第6条第1項の規定により、議長において指名をいたします。

総務建設常任委員会の委員を指名いたします。田中一成議員、宮田和美議員、土田進議員、

鈴木喜博議員、吉田正輝議員、木野春徳議員、倉知敏美議員、宇野昌康議員、以上 8 名です。

文教福祉常任委員会の委員の指名を行います。吉田正議員、柘植満議員、岡孝夫君、酒井廣治議員、丹羽勉議員、齊木一三議員、私酒井久和の以上 7 名です。

議会広報常任委員会の委員の指名を行います。吉田正議員、岡孝夫議員、宮田和美議員、酒井廣治議員、丹羽勉議員、土田進議員、以上 6 名です。

以上のとおり指名をいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(酒井久和君) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名した方をそれぞれの常任委員会の委員に選任することに決定をいたしました。

続いて、休憩中の全協において、各常任委員会の正・副委員長の互選をしていただいておりますので、発表いたします。

総務建設常任委員長 土田進議員、副委員長 宮田和美議員。

文教福祉常任委員長 酒井廣治議員、副委員長 岡孝夫議員。

議会広報常任委員長 宮田和美議員、副委員長 酒井廣治議員。

以上のとおり決定をいたしました。

議会運営委員会委員の選任について

議長(酒井久和君) 日程第10、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第 6 条第 1 項の規定により、議長において指名をいたします。

吉田正議員、岡孝夫議員、宮田和美議員、丹羽勉議員、土田進議員、齊木一三議員、倉知敏美議員、宇野昌康議員、以上 8 名です。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(酒井久和君) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名をいたしました方を議会運営委員会の委員に選任することに決定いたしました。

続いて、休憩中の全協において、議会運営委員会の正・副委員長の互選をしていただいておりますので、発表をいたします。

議会運営委員長 倉知敏美議員、副委員長 丹羽勉議員。

以上のとおり決定をいたしました。

南小学校建設特別委員会の設置について

議長(酒井久和君) 日程第11、南小学校建設特別委員会の設置についてを議題といたします。

大口南小学校建設事業の設計及び施工監理に関する事項については、8人の委員で構成する南小学校建設特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(酒井久和君) 異議なしと認めます。したがって、8人の委員で構成する南小学校建設特別委員会を設置し、これに付託し、審査をすることに決定をいたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました南小学校建設特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、田中一成議員、岡孝夫議員、酒井廣治議員、丹羽勉議員、土田進議員、齊木一三議員、倉知敏美議員、宇野昌康議員、以上8名を指名したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(酒井久和君) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました方を南小学校建設特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

先ほど、休憩中の全協において、南小学校建設特別委員会の正・副委員長の互選をしていただいておりますので、発表いたします。

委員長 倉知敏美議員、副委員長 岡孝夫議員。

以上のとおり決定をいたしました。

議会基本条例検討特別委員会の設置について

議長(酒井久和君) 日程第12、議会基本条例検討特別委員会の設置についてを議題といたします。

議会及び議員が果たすべき役割を精査し、今後の議会活動の規範となる議会基本条例の制定に関して調査・研究をするため、8人の委員で構成する議会基本条例検討特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(酒井久和君) 異議なしと認めます。したがって、8人の委員で構成する議会基本条例検討特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定をいたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました議会基本条例検討特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、吉田正議員、柘植満議員、岡孝夫議員、丹羽勉議員、齊木一三議員、木野春徳議員、倉知敏美議員、宇野昌康議員、以上8名を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（酒井久和君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました方を議会基本条例検討特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

先ほど、休憩中の全協において、議会基本条例検討特別委員会の正・副委員長の互選をしていただいておりますので、発表いたします。

委員長 齊木一三議員、副委員長 柘植満議員。

以上のとおり決定いたしました。

お諮りいたします。鈴木喜博議員から丹羽広域事務組合議会議員の辞任の申し出、岡孝夫議員から江南丹羽環境管理組合議会議員の辞任の申し出、柘植満議員からは愛北広域事務組合議会議員の辞任の申し出がありました。また、大口町議会の慣例により、議長は一部事務組合議員を兼務しないことしておりますので、私酒井久和は尾張農業共済事務組合議会議員を辞任いたします。よって、欠員が生じた一部事務組合議会議員の選挙を本日の日程に追加し、追加日程第13としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（酒井久和君） 異議なしと認めます。したがって、一部事務組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第13とすることに決定いたしました。

一部事務組合議会議員の選挙について

議長（酒井久和君） 追加日程第13、一部事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。欠員となっております一部事務組合議会議員の選挙については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（酒井久和君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたします。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（酒井久和君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定をいたしました。

それでは指名いたします。

丹羽広域事務組合議会議員 齊木一三議員。

江南丹羽環境管理組合議会議員 吉田正輝議員。

愛北広域事務組合議会議員 岡孝夫議員。

尾張農業共済事務組合議会議員 柘植満議員。

以上のとおりであります。

お諮りいたします。ただいま議長において指名をいたしましたとおり、当選人として定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(酒井久和君) 異議なしと認めます。よって、ただいま指名をいたしましたとおり当選されました。

当選されました方に、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。ここで暫時休憩といたします。

(午後 0時01分)

議長(酒井久和君) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

(午後 0時03分)

議長(酒井久和君) 休憩中に、議会運営委員長、議会広報常任委員長、南小学校建設特別委員長及び議会基本条例検討特別委員長から、会議規則第73条の規定によってお手元に配付いたしました議会閉会中の継続審査・調査の申し出がありました。

お諮りいたします。閉会中の継続審査・調査の申し出については本日の日程に追加し、追加日程第14としたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(酒井久和君) 異議なしと認めます。よって、閉会中の継続審査・調査の申し出についてを日程に追加し、追加日程第14とすることに決定をいたしました。

閉会中の継続審査・調査の申し出について

議長(酒井久和君) 追加日程第14、閉会中の継続審査・調査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。各委員長から提出された議会閉会中の継続審査・調査の申し出については、申出書どおり閉会中の継続審査・調査とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(酒井久和君) 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査・調査とすることに決定をいたしました。

閉会の宣告

議長（酒井久和君） 以上で、本臨時会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって平成22年第4回大口町議会臨時会を閉会いたします。

（午後 0時05分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

大口町議会議長 齊 木 一 三

大口町議会新議長 酒 井 久 和

大口町議会副議長 鈴 木 喜 博

大口町議会議員 吉 田 正 輝

大口町議会議員 木 野 春 徳